# 大規模建築物の接道

## 大規模建築物の敷地と道路との関係

京都市建築基準条例（抜粋）

（大規模建築物の敷地と道路との関係）

**第 6 条**　都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、第 14 条（第 30 条及び第 31 条において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合を除き、次の表の左欄に掲げる建築物の延べ面積に応じ、現に幅員が 4 メートル以上の道路に同表の右欄に掲げる数値以上で接しなければならない。ただし、当該敷地上の建築物が特別許可建築物（※）であるときは、この限りではない。

**※法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定、同項第 2 号の規定による許可又は法第 86 条第 1 項から第 4 項まで若しくは第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による認定若しくは許可を受けた建築物**

| | |
|---|---|
| 1,000 平方メートルを超え<br>3,000 平方メートル以内のもの | メートル<br>6 |
| 3,000 平方メートルを超えるもの | 8 |

## 条1－4 「現に」幅員が4m以上の道路

〔法第 43 条第 3 項、市条例第 6 条、市条例第 14 条、市条例第 17 条、市条例第 30 条、市条例第 31 条、市条例第 32 条〕

更新：平成２６年４月、平成２８年７月、令和５年４月

### 解釈

市条例第６条に規定する「現に幅員が４m以上の道路」とは、災害時の避難等における安全と消火活動の便を図るために最低限必要なものとして、当該敷地の接道部分及び少なくとも当該敷地の接道部分の一方が他の現に幅員が４m以上の道路に通じるまでの道路部分が、道路として最低限必要とされる４mの幅員で通り抜けている道路のことである。

したがって、２項道路に接道している敷地で、当該２項道路が他の道路に通じるまでの道路部分が一部でも未後退の場合は、「現に幅員が４m以上の道路」とはならない。「現に幅員が４m以上の道路」とするには、当該敷地の接道部分及び少なくとも当該敷地の接道部分の一方が他の道路に通じるまで、道路部分を拡幅しなければならない。

なお、市条例第１４条、第１７条、第３０条、第３１条及び第３２条に規定する道路においても同様であり、当該敷地の接道部分及び少なくとも当該敷地の接道部分の一方が他の道路に通じるまでの道路部分は、当該規定の幅員で通り抜けていることが必要である。そのため、規定幅員が６mの場合、一部分でも幅員が６mに満たない箇所があれば、幅員が６m以上の道路とはならない。

### 例示

１　道路の幅員を拡幅する場合

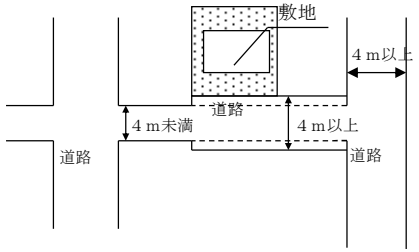






２　法第４２条第２項の規定による道路で、既に幅員が４mに拡幅されている場合

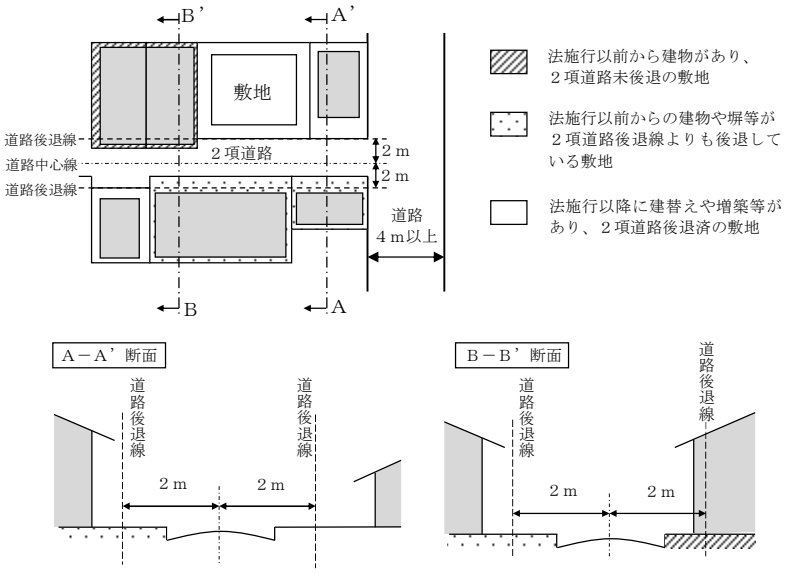


既に２項道路後退済や、法施行以前からの建物や塀等が２項道路後退線よりも後退しており、通行上支障がない場合は、現に４mあると見る。

法施行以前からの建物や塀等が２項道路後退線よりも突出している場合は、現に４mない。

### QA

Ｑ１　一方通行などの交通規制は考慮されるか。

Ａ１　交通規制は、災害時の避難等の安全と消火活動に影響を及ぼさないので、考慮されない。

### 関連項目

・ハンドブック　条３－１　敷地と道路との関係についての認定

・旧ハンドブック　質２－２７　現に幅員が４m以上の道路

## 条1－5 現に幅員が4m以上の道路への「接道」

〔法第 43 条第 3 項、市条例第 6 条、市条例第 14 条、市条例第 17 条、市条例第 30 条、市条例第 31 条〕

更新：平成２６年４月、平成２８年７月、令和５年４月

### 解釈

市条例第６条に規定する現に幅員が４ｍ以上の道路に「６ｍ接道」とは、１カ所で６ｍ以上接しなければならない。敷地が２カ所で道路に接している場合、２カ所を合計した接道長さが規定を満たしたとしても、適合しているとはならない。

なお、市条例第１４条、第１７条、第３０条及び第３１条においても同様である。

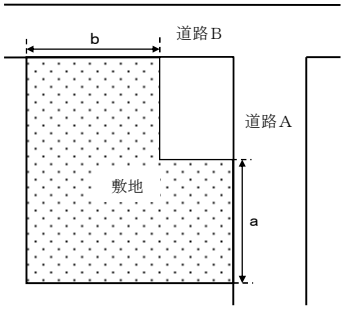


※　a 又は b の長さが 6 m以上必要。a ＋ b の長さが 6 m以上であっても接道とはならない

### 関連項目

・ハンドブック　集１－４　敷地の接道長さ

・ハンドブック　条３－１　敷地と道路との関係についての認定

・旧ハンドブック　質３－３　敷地の接道長さ